

食安輸発0307第1号
平成25年3月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンも含む。)のジフェノコ
ナゾール及び中国産鶏肉のフラゾリドン)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け
食安輸発0329第2号(最終改正:平成25年2月28日付け食安輸発0228第3号)に基
づき実施しているところです。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から、韓国産ピーマン(パ
プリカと称されるジャンボピーマンも含む。)のジフェノコナゾールの項及び中国
産鶏肉のフラゾリドンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よ
ろしく申し上げます。